

学長が定める競争参加者の資格

国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第8条の規定に基づき学長が定める資格として、次の条件を満たすことを証明できる書類を提出できる者であること。

(1) 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項に規定される衛生検査所の登録を受けている者であること。

衛生検査所登録証明書の写

(2) 一般財団法人医療関連サービス振興会の衛生検査所業務に関する医療関連サービスの認定を受けている者であること。

医療関連サービスマーク認定証書の写

(3) 個人情報保護の安全管理のための明確な措置を講じていること。

(下記①～③のいずれか一つ)

① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(旧 財団法人日本情報処理開発協会)の「プライバシーマーク登録証」の写

② 特定非営利活動法人日本個人・医療情報管理協会の「JAPHIC(ジャフィック)マーク認証許諾証書」の写

③ 当該措置を講じていることを確認できる規定等の写に、会社印及び代表者印を押印した書類